

川崎市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業実施要綱

令和2年3月19日
31 川健障計第1625号
市長専決

(目的)

第1条 この要綱は、「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

(支援内容)

- 第2条 本事業は、次条に定める対象者が第4条に定める大学等において修学するに当たり、大学等が当該対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等（以下「支援」という。）を提供するものとする。
- 2 本事業は、大学等における修学に係る支援を対象とするものであることから、大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援については本事業の対象外とする。
- 3 第1項の規定に関わらず、重度訪問介護の利用の対象となる支援及び大学等において構築された支援体制によって提供される支援については、本事業の対象外とする。

(対象者)

- 第3条 本事業の対象者は、市内に居住する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りではない。
- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護の対象者であり、市長が本事業を必要と認めた者
- (2) 入学後に停学その他の処分を受けていない者
- (3) 入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無若しくは極めて少ないなど、学修の意欲に欠ける者でないこと

(大学等の要件)

- 第4条 本事業の対象となる大学等は、次の各号のいずれも満たすものとする。
- (1) 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
- (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。ただし、本事業を初めて利用する対象者の場合、大学等が計画を立てる予定があることをもって足りるものとする。

(支給申請)

第5条 本事業に係る給付費（第15条に規定するサービス提供の費用から利用者負担額（サービス提供の費用に10分の1を乗じて算出した額とする。以下同じ。）を控除した費用。ただし、利用者負担額が第6条第4項に規定する利用者負担上限月額を超える場合は、当該超過額を含む。以下「給付費」という。）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、重度訪問介護利用者の大学修学支援

事業給付費支給（変更）申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、第2号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業承諾書（様式第2号）
- (2) 利用者が属する世帯の課税状況等を証する書類
- (3) 給付費の支給を希望する期間における利用者の大学等での履修科目及び出席する授業の日程等を示す書類
- (4) 本事業の利用計画等

（支給決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請（以下「支給申請」という。）を受けた場合において、前条の内容を審査の上、給付の可否及び利用者負担上限月額を決定する。

- 2 市長は、前項の規定に基づき給付費を支給する旨の決定（利用者負担上限月額の決定を含む。）をしたときは、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給決定（変更）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定に基づき給付費を支給しない旨の決定をしたときは、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給却下決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 4 第1項に規定する利用者負担上限月額は、別表第一のとおりとする。
- 5 第1項の規定による給付費の支給を決定（以下「支給決定」という。）する際の支給決定期間は、支給決定の際に定める支給期間の開始日から直近の3月末日まで又は当該大学等の支援体制が構築されると見込まれる期間のうちいずれか早い期間までとする。
- 6 前項の規定に関わらず、第1項の規定に基づき支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）が引き続き第3条に規定する支給対象者の要件を満たすとともに、当該支給期間の終了時にあっても大学等における必要な支援体制の構築が十分でないと市長が認めた場合は、更新することができるものとする。
- 7 前項の規定による更新の申請及び当該申請に係る支給決定については、前条及び本条第1項から第5項までの規定を準用する。
- 8 受給者が、サービス提供を受けようとする場合は、第11条に規定する事業者が重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給決定（変更）通知書（様式第3号）を提示するものとする。

（利用開始の届出）

第7条 受給者は、本事業の利用を開始するときは、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 利用事業者届出書（様式第5号）を市長に事前に提出しなければならない。

（支給決定の変更）

第8条 受給者が現に受けている支給決定の内容について変更を必要とする場合には、第6条の規定を準用する。

（変更等の届出）

第9条 受給者は、住所、氏名等に変更があったときに該当するときは重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給（変更）申請書（様式第1号）により、速やかに市長に申請しなければならない。

- 2 受給者は、第11条に規定する事業者を変更し、又は追加するときには重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 利用事業者届出書（様式第5号）により、事前に市長に届け出なければならない。

(支給決定の取消し)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 利用終了届出書(様式第6号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 受給者が死亡し、又は市外へ転居したとき。
- (2) 受給者が本事業の利用を辞退するとき。
- (3) 受給者が大学等を休学したとき。
- (4) 受給者が大学等を卒業し、又は退学したとき。
- (5) 受給者が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (6) 受給者が不正その他偽りの申請により支給決定を受けたとき。
- (7) 受給者が通学する大学等が第4条の要件に該当しなくなったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が本事業の利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、受給者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の届出によらず、支給決定を取り消すことができるものとする。この場合において、前項第6号に該当する取り消しを行ったときは、給付費の返還を命ずるものとする。

3 第1項及び前項の規定により支給決定を取り消したときは、市長は重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給取消通知書(様式第7号)により、受給者に通知するものとする。

(事業者)

第11条 受給者に対してサービスを提供する事業者(本要綱において「事業者」という。)は、大学等及び市等の関係機関との緊密な連携を図ることにより、サービス提供を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業者は、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年条例第69号)定める指定重度訪問介護事業所の指定基準を満たすものとする。ただし、事業者が運営する事業所が市外にある場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)に定める指定重度訪問介護事業所の指定基準を満たすものとする。

3 市長は、前項の要件について、第7条及び第9条第2項の規定に基づき受給者から提出を受けた書面を基に確認するものとする。

4 事業者は、指定重度訪問介護を提供する法第29条第1項に規定する障害福祉サービス事業者と同様に、関係法令に規定する記録の保存、調査、報告等の義務を負うものとする。

5 事業者は、受給者の身体状況及び適切な支援方法等について熟知していなければならない。

6 事業者は、大学等に当該利用者の身体状況及び適切な支援方法等について情報提供を行うとともに、当該大学等における支援体制の構築に協力することが可能でなければならない。

7 事業者は、受給者に対してサービス提供を行ったときは、その内容等について重度訪問介護利用者の大学修学支援事業サービス提供実績報告書(様式第8号)を作成し、これを5年間保存しなければならない。

8 事業者は、サービス提供の従事者がサービス提供に従事する時間(以下「サービス提供時間」という。)について、労働基準法等の関係法令に従い、適切なものとなるよう留意しなければならない。

9 事業者は、次のいずれかに該当することとなった場合は、サービス提供及び給付費の請求を行うことができない。この場合において、第1号に該当するときは、給付費の返還を命ずるものとする。

- (1) 不正に給付費の請求を行ったとき。
- (2) 第2項に規定する基準を満たすことができなくなったと認められるとき。
- (3) 法その他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。

(4) その他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に違反したとき。

(従事者)

第12条 サービス提供の従事者（以下「従事者」という。）は、指定居宅介護等の提供にあたる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)に規定する重度訪問介護に従事できる者でなければならない。

- 2 従事者は、サービス提供を行う際には大学等の指示に従うとともに、その身分を示す証明書を携行し、受給者又は大学等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 3 従業者が遵守すべきその他事項については、前条第2項の規定によるものとする。

(サービス提供の費用)

第13条 本事業のサービス提供の費用の上限は、次に定めるとおりとする。

- (1) サービス提供時間が年間500時間以上の者については、別表第二に定めるとおりとする。
- (2) サービス提供時間が年間500時間未満の者については、別表第三に定めるとおりとし、この場合の上限は年間113万5千円とする。なお、上限を超過した場合の給付費は利用者が負担するものとする。
- 2 前項第2号に定める者のサービス提供時間が、その年度途中で500時間以上となった場合は、支給開始日に遡って、別表第二の費用を適用する。
- 3 第1項に規定する利用時間を計算するにあたり、利用開始からの提供時間が20分未満の場合は、費用を計上することができないこととする。なお、提供時間は1日の時間を通算して算定するものとする。
- 4 第1項から第3項までの他、費用の算定等に係る考え方は、法第5条第3項に規定する重度訪問介護の例による。

(サービスの利用)

第14条 受給者は、サービス提供を受ける場合は、事業者と契約を締結するものとする。

- 2 受給者が事業者を支払うべきサービス提供の費用については、第13条に定める費用の上限額から利用者負担額を除いて、市が受給者に支給することとする。ただし、市は、当該支給については、受給者に代わり、事業者に対して支給することができる。この場合、当該費用については、受給者に対して支給があったものとみなす。
- 3 前項ただし書の規定により事業者が給付費の支給を受ける場合は、事前に受給者の同意を書面により得るものとする。
- 4 同一の月の利用者負担額が、第6条第2項の利用者負担上限月額を超えるとときは、当該月における利用者負担額は、当該利用者負担上限月額とする。

(支払請求)

第15条 受給者が前条第2項本文の規定により給付費の支給を受けようとするときは、受給者はサービス提供を受けた日の属する月の翌月の末日までに、事業者との契約書（当該事業者に係る当初請求時及び契約変更時に限る。）、及び事業者が発行した請求書並びに領収書、事業者から受領した重度訪問介護利用者の大学修学支援事業サービス提供実績報告書（様式第8号）の写し、その他の支払額が分かる書類を市に提出しなければならない。なお、各書類は写しでよいものとする。

- 2 前条第2項ただし書の規定により、事業者に給付費を支給する場合は、事業者はサービス提供を行った日の属する月の翌月の末日までに、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業サービス提供実績報告書（様式第8号）の写し、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業支援給付費明細書（様式第9号）、受給者との契約書の写し（当該受給者に係る当初請求時及び契約変更時に限る。）及び請求書を市に提出しなければならない。

- 3 市長は、第 1 項又は前項に規定する書類の提出があり、これを審査し適当であると認めたときは、当該提出を受けた日から30日以内に給付費を支払わなければならない。
- 4 事業者は、前条第 2 項ただし書の規定による支給を受けたときは、受給者に対して、給付費の額を通知しなければならない。
- 5 受給者又は事業者は、第 3 項の規定により支払いを受けた給付費の請求内容に誤りがあった場合は、速やかに市長に報告するとともに、返還しなければならない。

(給付費の受領)

第16条 事業者は、サービス提供を行ったときは、受給者から給付費、利用者負担額及び第13条に規定する費用の上限を超過した額の支払いを受けるものとする。ただし、前条第 2 項の規定による場合は、受給者から利用者負担額及び第13条に規定する費用の上限を超過した額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により、受給者から支払いを受けた場合は、当該受給者に対し領収証を交付しなければならない。

(その他費用)

第17条 事業者は、事前合意の上で、前条の規定以外のサービス提供に必要な費用が生じた場合は、受給者に請求することができる。

- 2 事業者は、前項の規定により、受給者から支払いを受けた場合は、当該受給者に対し領収証を交付しなければならない。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第一（第 6 条第 4 項関係）

所得区分	利用者の属する世帯の課税状況等	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯等	0 円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0 円
一般 1	区市町村民税課税世帯(所得割課税額が 16 万円未満)	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

※課税状況年度及び世帯等の考え方は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)」による。

備考 1 この表における利用者が属する世帯に係る給付費の支給額の算定については、利用者が 18 歳以上である場合は当該利用者及びその配偶者とする。

- 2 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活保護世帯等 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)の規定による支援給付を受けている者の

属する世帯をいう。

- (2) 区市町村民税 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づく区市町村民税(同法に基づく特別区民税を含む。)をいう。
- (3) 所得割課税額 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額をいう。

別表第二 (第 13 条第 1 項第 1 号関係)

サービス提供時間	サービス提供の費用の上限
30分あたり	1,135円

別表第三 (第 13 条第 1 項第 2 号関係)

サービス提供時間	サービス提供の費用の上限
30分あたり	1,960円

(様式第1号 表面)

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給（変更）申請書

(宛先) 川崎市長
次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者 (制度利用 する方)	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地	〒		
配 偶 者 の 有 無		☐ 配偶者有り ☐ 配偶者無し		
障 害 者 手 帳 の 有 無		☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 持っていない		

サ ー ビ ス 利 用 の 状 況	障 害 支 援 区 分	非該当 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6			認 定 区 分 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	居 宅 介 護	利用有 ・ 利用無	支給決定期間		年 月 日 から 年 月 日 まで			
	重 度 訪 問 介 護	利用有 ・ 利用無	支給決定期間		年 月 日 から 年 月 日 まで			
	重度訪問介護利用者の 大学修学支援事業	利用有 ・ 利用無	支給決定期間		年 月 日 から 年 月 日 まで			
	利 用 者 負 担 上 限 月 額	円						
利 用 要 件 の 状 況	①重度訪問介護を利用しているかどうか					している・していない		
	②入学後に停学その他の処分を受けていないかどうか					受けていない・受けている		
	③学修の意欲に欠けていないかどうか					欠けていない・欠けている		
	④在籍する又は在籍予定の大学等から支援員の立ち入りを承諾されているかどうか					されている・されていない		
4月から翌年3月までの 年間利用予定時間数		時間						
利 用 希 望 事 業 所	事業所名					電話番号		
	事業所名					電話番号		
	事業所名					電話番号		
変更申請の場合、変更内容とその理由								

※利用希望事業所欄が不足する場合は、別紙に記載して添付してください。

※代理申請の場合のみ記入してください。			受付印
代 理 申 請 者	フ リ ガ ナ		
	氏 名		
	住 所	〒	
	電 話		
	申請者との関係		
	本 人 委 任 欄	私は、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給申請を上記の者に委任します。 (申請者氏名 (本人自署)) _____	

(様式第 1 号 裏面)

課税状況等確認同意書 兼 収入等申告書

____年度分の市（区町村）民税額について次のとおり申し出ます。

	氏 名	印	生年月日
本人		印	年 月 日
配偶者		印	年 月 日

※配偶者については、戸籍上の婚姻を問わず、住民票を同一にする方について記入してください。

上記の課税状況等証明する書類（市民税非課税証明書、市民税課税額証明書等）を併せて提出していただく必要がありますが、利用開始日が本年 6 月末日までの場合は前年 1 月 1 日現在、利用開始日が本年 7 月 1 日以降の場合は本年 1 月 1 日現在に、川崎市内に住民登録がある方であって、次の事項に同意する方は、課税状況を証明する書類を提出していただく必要はありません。

同意する方は、上記の氏名欄に自署していただくか、記名押印してください。

同意しない方は、印欄に×を記入してください。（同意しない、又は、前記の年の 1 月 1 日現在川崎市内に住民登録がない場合は、課税状況等を証明する書類を提出してください。）

なお、収集した情報については、本事業の支給決定の際のみに使用します。

同意事項

私は、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業を利用するにあたり、以下の事項について、市長が関係機関から私の個人情報収集することに同意します。

- * 生活保護受給の有無
- * 市民税の課税状況
- * その他、認定に必要となる事項

(様式第 2 号)

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 承諾書

(宛先) 川崎市長

年 月 日

所在地

学校名

代表者氏名

印

本校は、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の利用を希望する学生（入学内定者を含む）から依頼がありました、サービス提供の従事者の受け入れを承諾します。

また、入学後に重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の利用を希望する学生については、以下のことを併せて証明します。

対象者氏名		生年月日	年 月 日
入学（予定）日	年 月 日	卒業予定月	年 月
対象者について、以下の事項に該当することを証明します。 ①入学後に停学その他の処分を受けていないこと。 ②入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無若しくは極めて少ない等、学修の意欲に欠ける者ではないこと。			

【以下がわかる書類を添付してください（書式の規定無し）】

- 1 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会等の運営規程等及び支援業務を行う部署・相談窓口等の設置要綱等、その活動内容が具体的に分かるもの
- 2 本事業の対象となるような常時介護を要する重度障害のある学生に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられており、着実に学校による支援が進められていることが分かるもの

※対象学生が初めて本事業を利用する場合については、申請年度内に追加で御提出いただいても構いませんが提出見込を御記載ください。

提出見込 （ 年 月 ）

- 3 対象学生が前年度から継続して本事業を利用している場合は、前年度に提出した支援体制の構築に向けた計画についての進捗状況が分かるもの

(様式第 3 号)

年 月 日

様

川崎市長

印

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給決定（変更）通知書

年 月 日付けで申請がありました重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の支給及び利用者負担月額について、次のとおり決定しますので通知します。

支給決定者氏名		決定年月日	
利用者負担上限月額	円		
上記額の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	

決定内容			
大学等名			
支給決定期間中の 合計支給時間数	時間	サービス提供 費用の上限額	30 分あたり 円
支給決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	

※支給時間数が 500 時間未満で、決定期間中の給付額が 113 万 5 千円 を超過する場合は、給付費の全額を自己負担とします。なお、決定期間中に計画を変更し、支給時間数が 500 時間を超過した場合、500 時間を超えた時間数について 30 分 1,135 円 を単価とする給付費の支払い対象とします。

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(様式第 4 号)

年 月 日

様

川崎市長

印

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給却下決定通知書

年 月 日付けで申請がありました重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の支給及び利用者負担月額について、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

却下決定者氏名		決定年月日	年 月 日
却下の理由			

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(様式第 5 号)

(宛先) 川崎市長

年 月 日

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 利用事業者届出書

年 月 日付けで支給決定を受けました重度訪問介護利用者の大学修学支援事業につきまして、以下の事業者からの派遣を受けることを届け出します。

支給決定者氏名		生年月日	年 月 日
居住地	〒 電話番号		
大学等名		入学年月日	年 月 日
卒業予定年月	年 月	支給時間数	時間
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		

利用事業所名	事業所番号	利用時間数	利用開始年月日
		時間	年 月 日
		時間	年 月 日
		時間	年 月 日
		時間	年 月 日
		時間	年 月 日

※事業所番号は利用する事業所に御確認ください。

※欄が不足する場合は、別紙に記載し、添付してください。

代理 届出者	※代理人が届出をする場合のみ記入してください。	
	フリガナ	
	氏名	
	住所	
	電話	
	支給決定者との関係	

受付印

(様式第 6 号)
(宛先) 川崎市長

年 月 日

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 利用終了届出書

年 月 日付けで支給決定を受けました重度訪問介護利用者の大学修学支援事業につきまして、以下のとおり届け出します。

支給決定者氏名		生年月日	年 月 日
居住地	〒 電話番号		
大学等名		入学年月日	年 月 日
卒業予定年月	年 月	支給時間数	時間
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		

終了する理由 (○をつけてください)	
・利用を辞退する ・大学等を卒業する (した) ・大学等を休学する (した) ・大学等を退学する (した) ・大学等を停学する (した)	・市外に転出する ・その他

※欄が不足する場合は、別紙に記載し、添付してください。

代理届出者	※代理人が届出をする場合のみ記入してください。		受付印
	フリガナ		
	氏名		
	住所		
	電話		
	支給決定者との関係		

年 月 日

様

川崎市長 印

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給取消通知書

年 月 日付けで支給決定しました重度訪問介護利用者の大学修学支援事業につきまして、次のとおり支給決定を取り消しましたので通知します。

支給決定者氏名		決定年月日	
利用者負担上限月額	円		
上記額の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		

決定内容	
大 学 等 名	
支給時間数	支給決定期間合計 時間
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
取 消 理 由	

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(様式第8号)

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業サービス提供実績報告書

サービス提供年月				年		月
事業所番号						
事業者及び その事業所の名称						

受給者氏名			
負担上限月額	円		
契約支給量		時間	

提供日時				派遣 人数	算定 分数	提供内容、特記事項等	サービス 提供者 印	利用者 確認印
日付	曜日	開始 時間	終了 時間					
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		
		:	:			☐ 登校準備及び登校 ☐ 授業準備及び授業に関する介助 ☐ 学内の食事介助 ☐ 学内のトイレ介助 ☐ 学校内の移動介助 ☐ 下校及び帰宅後の後片付け ☐ その他・特記事項()		

(様式第 9 号)

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業支援給付費明細書

サービス提供年月				年		月	受給者氏名			
事業所番号							負担上限月額	円		
事業者及び その事業所の名称							契約支給量		時間	

提供日時		派遣人数	算定時間数	単価	総費用額	利用者負担額	給付額
日付	曜日						
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
		人	時間	円	円	円	円
合計			時間	円	円	円	円